

①介護予防訪問介護相当サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	1,176 単位	1,176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 39 単位	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		2,349 単位	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 77 単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		3,727 単位	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 123 単位	123 1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度)	12単位減算 -12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週 2 回程度)	23単位減算 -23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 要支援 2 (週 2 回を超える程度)	37単位減算 -37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1 1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度)	12単位減算 -12 1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1 1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2		(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週 2 回程度)	23単位減算 -23 1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1 1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		(3) 要支援 2 (週 2 回を超える程度)	37単位減算 -37 1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	□ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100 単位加算 100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 単位加算 200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 1回につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-2	(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-3	(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-4	(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-5	(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-6	(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-7	(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-8	(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-9	(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-10	(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算	

②生活援助型訪問サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 生活援助型訪問サービス費（週1回程度）事業対象者・要支援1・2	1,000 単位	1,000	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		日割の場合 ÷ 30.4日 33 単位	33	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212		1,998 単位	1,998	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割	ロ 生活援助型訪問サービス費（週2回程度）事業対象者・要支援1・2	日割の場合 ÷ 30.4日 66 単位	66	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213	ハ 生活援助型訪問サービス費（週2回を超える程度）要支援2	3,169 単位	3,169	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		日割の場合 ÷ 30.4日 104 単位	104	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211				
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割	高年齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 10単位減算	-10	1月につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割		(2)事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 20単位減算	-20	1月につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割		(3)要支援2（週2回を超える程度） 32単位減算	-32	1月につき
				日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 10単位減算	-10	1月につき
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212		(2)事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 20単位減算	-20	1月につき
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213		(3)要支援2（週2回を超える程度） 32単位減算	-32	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ニ 初回加算	170 単位 加算	170	1月につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 事業所と同一建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10% 減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		所定単位数の 12% 減算		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ){1} 所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ){2} 所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ){3} 所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ){4} 所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ){5} 所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ){6} 所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ){7} 所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ){8} 所定単位数の 158/1000 加算		

A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-9	(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000—加算
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-10	(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000—加算
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000—加算
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000—加算
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000—加算
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ-14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000—加算